

**情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会
衛星放送用受信設備作業班（第7回）議事概要（案）**

1 日 時

平成29年5月15日（月） 15時30分～16時15分

2 場 所

総務省6階 601会議室

3 議 題

- (1) 前回議事概要の確認について
- (2) 衛星放送用受信設備作業班中間報告（案）について
- (3) 光配信アドホックグループ第1回会合の結果について
- (4) 構成員からのプレゼンテーション
- (5) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】 後藤主任（情報通信研究機構）、佐野（テレコムエンジニアリングセンター）、沼尻（電子情報技術産業協会）、加藤（電波技術協会）、中井（電波産業会）、杉本（日本CATV技術協会）、宇佐美（放送サービス高度化推進協会）

【事務局】 小川、糸（情報流通行政局放送技術課）

5 配付資料

資料IF作7-1 衛星放送用受信設備作業班（第6回）議事概要（案）

資料IF作7-2 「衛星放送用受信設備に関する技術的条件」の検討状況について（案）

資料IF作7-3 光配信アドホックグループ第1回会合の結果について（案）

資料IF作7-4 JCTEA妨害評価試験確認業務の概要

参考資料IF7 平成29年電波法改正（IF関連部分）（

6 議事概要

議事次第に沿って調査検討を行った。議事概要は以下のとおり。

(1) 前回議事概要の確認について

資料IF作7-1の前回議事概要（案）が承認された。

(2) 衛星放送用受信設備作業班中間報告（案）について

事務局より資料IF作7-2に基づき説明があり、主に以下のとおりの質疑が行われた。

- 漏洩の上限の値の表現だが、資料12ページに平均値である旨記載した方がよい。（杉本構成員）
- 書き方については、平均電力であると明示する形にしたい。明示の仕方については、告示で測定の詳細を定めるので、そこに測定条件等を書き下していく形になると考えている。（事務局）
- 電力として許容値を定義する考え方なのか、それとも電界強度としてか。（後藤主任）
- 元々の考え方は平均電力ということでこれまで検討されてきたが、現行の電波法規の体系の中でどういう風に規定していくか、法技術的な表現の制約や従来の規定の仕方との整合を取るといった観点もあるので、技術的に正確になるように規定するのが大前提として、どういう書き方が適切なのかは後藤主任とも相談させていただきたい。最終的に法令に落とす時にどういう風に見えるか、ちょっと検討させていただきたい。（事務局）
- かなり根本的で一番大事なところなので、引き続き調整が必要だと認識している。微弱がベースとなると考えるとピークの電界強度というイメージが強いが、今回は換算に平均電力を使ったということで、どこに最終的に落とすのかはちょっとクリアでないと感じている。皆様の意見を伺いながら少し調整が必要だと考えるが、いかがか。（後藤主任）
- 報告書の形で書き下していくので、その中で表現について相談させていただきたい。（事務局）
- 5月18日に放送システム委員会が開催されるが、そこで本案を元にして報告する。（後藤主任）

(3) 光配信アドホックグループ第1回会合の結果について

事務局より資料IF作7-3に基づき説明があった。

(4) 構成員からのプレゼンテーション

杉本構成員より資料IF作7-4に基づき説明があり、主に以下のとおりの質

疑が行われた。

- 機器単体で測定するのか、それともシステム全体で測定するのか。（佐野構成員）
- 漏洩に関しては、光から電気に変換するV-ONU単体を一般には電波暗室で計測する。（杉本構成員）
- 資料7ページの影響評価の手続のところで、5台繋がっていてクレームがあった時、メーカーは単品で測定するのか。この段階だと、この機械から妨害が出ているかどうか分からないと思う。1つずつ測っていくのか。（佐野構成員）
- 実際この試験で評価して妨害評価試験確認報告書を出した機器について、そういうクレームは無い。ただ専門家が検証して試験データに不備があったりすれば、測定のやり直し等をやった上で大丈夫か確認するやり方を取っている。（杉本構成員）
- 確認会議については、専門家の方が集まってデータの適正性を審議するイメージか。（事務局）
- 専門家最低5人以上、実際は10人くらい指定している。全会一致でなければならないというルールになっている。データについては、申請者に説明をしていただく形を取っている。（杉本構成員）
- 資料7ページを見ると混信やクレームが影響評価のトリガーになっているように見えるが、どちらかという資料4ページに書いてあるように妨害を与えない機器であることを認証するという形でこのスキームを使っているパターンが多いのか。（事務局）
- 基本的にこの試験法に基づいて試験をすれば問題ないという前提でやっており、約10年経過しているが、今のところ問題を起こしたケースは発生していない。（杉本構成員）

(5) その他

事務局より参考資料IF7に基づき説明があり、主に以下のとおりの質疑が行われた。

- 設定している期間の根拠はどう理解すれば良いのか。（沼尻構成員）
- 電波法というのは3年に1回見直しを行っており、H29年度からH31年度の3年間、H31年度がH32年3月31日までであるので、いったんそこを区切りとしている。（事務局）
- 一昨日の5月12日に告示されているという解釈で良いのか。（宇佐美構成員）
- 5月12日に公布された。（事務局）
- つまりもう法改正が済んで、基準日は5月12日の前の日であるので5月11日

ということか。（宇佐美構成員）

- 正確に申し上げますと、「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」はこの部分だけではなく他の部分の改正事項もあり、公布されたのが5月12日となっている。この条文の施行日は公布の日となっているので、施行日も5月12日である。（事務局）
- 何か特別の周知活動などは計画されているのか。（後藤主任）
- そもそも事業自体は今年度からではなく来年度から予定している。今年度予算要求をして、来年度から補助の事業を始める。IFの問題そのものについては、今年度から周知活動をしていこうと考えている。工事関係、商業関係の団体の皆様等にご協力いただき、こういう問題があることの周知を始めていきたいと考えている。今回の改正事項である支援の内容については、中身が固まってから支援していこうと考えている。（事務局）

この後事務局より、次回の作業班に向けて作業班報告書の記述を進め、基本的にはメールベースで5月末を目指して作業する旨連絡があった。また、詳細については別途連絡する旨連絡があった。